

半田市教育委員会告示第10号

半田福祉ふれあいプールの指定管理者を指定したので、半田市体育施設条例（昭和51年半田市条例第10号）第13条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月15日

半田市教育委員会

教育長 榊原 雅晃

1 管理を行わせる公の施設の名称

半田福祉ふれあいプール

2 指定管理者の名称及び所在地

株式会社スポーツプラザ報徳

神奈川県小田原市堀之内458番地

3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで